

ひたちなか市条例第10号

ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合の基準)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）の基準は、別表のとおりとする。

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が別表に規定する区域及びこれらの区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同表の規定の適用については、当該特定工場の敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同表に規定する区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは同表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(ひたちなか市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)
- 2 ひたちなか市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成25年条例第7号)は、廃止する。
(緑地及び環境施設の面積の算定の特例)
- 3 昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が開始された製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が別表の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、同表の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定める算式により行うものとする。

付 則(令和7年条例第8号)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区域	区域の範囲	緑地面積率の基準	環境施設面積率の基準
第2種区域	<p>準工業地域のうち、次に掲げる区域</p> <p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定に基づき常陸那珂土地区画整理事業が施行された区域（以下「常陸那珂土地区画整理事業施行区域」という。）（国道245号線以西の地域を除く。）</p> <p>(2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区（以下「臨港地区」という。）の区域</p>	100分の10以上	100分の15以上
第3種甲区域	<p>1 工業専用地域のうち、次に掲げる区域</p> <p>(1) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第2条第5項に規定する工業団地造成事業（以下「工業団地造成事業」という。）により造成された勝田第一工業団地の区域</p> <p>(2) 工業団地造成事業により造成された勝田第二工業団地の区域</p> <p>(3) 大字市毛，大字堀口，大字東石川及び大字武田地内の区域（常磐線以西の地域に限る。）</p> <p>(4) 大字武田及び大字勝倉地内の区域（常磐線以東の地域に限る。）</p> <p>(5) 沢メキ，道メキ及びナメシ地内の区域</p> <p>2 工業地域のうち，和田町三丁目地内の区域</p>	100分の10以上	100分の15以上

第3種乙区域	工業専用地域のうち、次に掲げる区域 (1) 工業団地造成事業により造成された常陸那珂工業団地の区域 (2) 臨港地区の区域 (3) 常陸那珂土地区画整理事業施行区域 (4) 法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地のうち、山崎工業団地の区域	100分の5以上	100分の10以上
--------	---	----------	-----------

備考 この表において「準工業地域」, 「工業専用地域」及び「工業地域」とは, それぞれ都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域, 工業専用地域及び工業地域をいう。